

弁護士

丸山 悠(まるやま・ゆう)

〈出身大学〉 慶應義塾大学法学部 東京大学法科大学院

〈経歴〉 2017年12月 最高裁判所司法研修所修了 (70期) 第一東京弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律 事務所入所(東京事務所)

~特集 新型コロナウイルス感染拡大に伴う実務対応~

事業者への補償

弁護士 丸山 悠

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の蔓延、それに伴う全国規模での緊急事態宣言の発令及びその期間延長等により、国民は外出の自粛を要請され、必ずしも十分な準備ができているとはいえない状況の中で、テレワークやオンライン授業等といった感染拡大防止に向けた対策等を講じる必要に迫られました。とりわけ事業者への経済的打撃は極めて大きく、廃業に追い込まれたものも多く確認されています。

令和2年6月5日現在、経済産業省は、事業者に対する支援策として、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年6月5日19:00時点版)を公表し、また、同月8日には、第二次補正予算案が国会に提出され、同月12日に成立する見通しであるなど、日々、新たな支援が検討されています。本記事では、事業者への支援策のうち、特に関心が高いと思われる①持続化給付金と②雇用調整助成金の特例について、端的に紹介させていただきます」。

2 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな経済的打撃を 受けた中堅企業、中小企業その他の法人等及 びフリーランスを含む個人事業主を対象に、事業 の継続を支え、再起の糧にするため、一定の条 件を満たした場合に、上限200万円(法人)又は 100万円(個人事業主)2の給付を行うことを内容 とする、持続化給付金の制度が導入されていま す。この給付金は、①2020年1月以降、ひと月の 売上が前年同月比で50%以上減少している場 合であり、②2019年以前から事業による事業収 入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意 思がある場合であって、さらに法人の場合には、 ③2020年4月1日時点において、(I)資本金の額ま たは出資の総額が10億円未満、又は(II)(I)の定 めがない場合には、常時使用する従業員3の数 が2000人以下である場合に、不支給要件に該 当する場合を除いて、原則として給付されること とされています。資金使途の限定がなく、補助金 等とは異なり使途の確認も行われないため、各事 業者の状況に応じて、事業継続のために幅広く、 柔軟に使用できることが利点といえます。

3 雇用調整助成金の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受

けて、雇用調整助成金4の特例措置が設けられ、 受給要件等が緩和されました。また、緊急対応 期間中(2020年4月1日から2020年6月30日まで) においては、さらに受給要件等が緩和されるとと もに5、助成内容・対象の拡充が図られています。

助成内容の拡充・対象については、休業手当に対する助成率が従来の2分の1(中小企業事業主においては3分の2)から、3分の2(中小企業事業主においては5分の4)に引き上げられたことや6、新規学卒者等の雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成の対象とされていること、判定基礎期間に緊急対応期間を1日でも含む場合には、感染症の影響を受ける事業主が実施した休業等の日数は、既存の100日の支給限度日数とは別に使用できること、雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象になること等が注目すべきポイントといえます。

4 結語

事業者への補償は、現在最も関心を寄せられる課題の1つであり、今後も様々な方面からの支援が望まれます。もっとも、支援制度は複雑かつ多岐に亘るため、自社の状況に応じていかなる支援が必要なのか、あるいは支援を受けることができるのかなど、専門家に相談のうえ、方針決定することも検討すべき事柄といえます。

- 1 事業者への支援策は、現在もっとも議論が活発になされて いるテーマの1つであるため、最新の情報については、経済 産業省等のホームページ等もご参照ください。
- 2 昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。なお、売上減少分は、|前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)|によって、算出されます。
- 3 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に 基づく、「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。
- 4 水町勇一郎著『詳解労働法』(2019年、一般社団法人東京 大学出版会)1256頁によれば、雇用調整助成金とは、景気 の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事 業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労使協定に基 づき、一時的な休業、職業訓練、雇用調整のための出向な ど雇用の安定を図るために必要な措置を講じた場合に、当 該事業主に対して支給される助成金をいうとされています。
- 5 受給要件等の緩和については、生産量要件、雇用量要件等の特例など多岐にわたりますが、この点については紙面の都合上、割愛させていただきます。なお、詳細な内容については、厚生労働省のホームページにおいて公表されている『雇用調整助成金ガイドブック(簡易版)』や「雇用調整助成金支給要領」等をご参照ください。
- 6 雇用調整助成金支給要領1111a・ハ【雇用維持要件】に掲 げる要件を満たす場合には、助成率が4分の3(中小企業 事業主においては10分の9)に引き上げられます。